

高山市選挙管理委員会告示第14号

令和8年8月30日執行の高山市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会場において開票の事務を選挙会の事務と併せて行うものとし、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月23日

高山市選挙管理委員会  
委員長 川 上 実